さいたま市生活困窮者学習支援業務
（小学生対象）企画提案実施要領

本件への参加に際しては、必ずこの「さいたま市生活困窮者学習支援業務（小学生対象）企画提案実施要領」をお読みください。また、次の事項にご留意ください。

(1)　提案者は、本書及びその他交付資料等を熟読し、遵守してください。

(2)　本件の手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とします。

(3)　提出された書類は、返却しません。

業務主管課（問合せ先及び提出先）	
担当	さいたま市 福祉局 生活福祉部 生活福祉課 自立支援係
所在地	さいたま市浦和区常盤６－４－４ （さいたま市役所２階）
TEL	０４８－８２９－１８４６
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	seikatsu-fukushi@city.saitama.lg.jp

１ 業務の目的及び概要

「さいたま市生活困窮者学習支援業務（小学生対象）要求水準書」（以下、「要求水準書」という。）を参照してください。

２ 業務の実施

本業務は、公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、実施します。

なお、実施内容については、さいたま市生活困窮者学習支援業務（小学生対象）要求水準書及び企画提案書に基づき、委託者と受託者の協議の上、必要に応じ調整を行い、契約内容として決定します。

３ 参加資格

本件に参加（企画提案書の提出）を希望する者は、次のすべての要件を満たさなければならないものとします。

(1) 令和６年２月１日において、令和５・６年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」又は「その他」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと。

(3) 令和６年２月１日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

(4) 本市又は他の人口２０万人以上の地方公共団体において、生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（令和元年厚生労働省社会・援護局長通知社援発０７０４第１号別紙）に基づく生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業の実績を有し、かつ、誠実に履行している者であること。

４ 資料及びその交付方法

⑴　交付資料

ア　さいたま市生活困窮者学習支援業務（小学生対象）企画提案実施要領

イ　さいたま市生活困窮者学習支援業務（小学生対象）要求水準書

ウ　公募型プロポーザル参加意思表明書（様式１）

エ　質問書（プロポーザル）（様式２）

オ　企画提案書（プロポーザル）（様式３）

⑵　交付方法

次のいずれかの方法にて交付します。

ア　窓口にて配布

イ　さいたま市ホームページからダウンロード

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【さいたま市生活困窮者学習支援業務（小学生対象）企画提案の募集について】

⑶　その他

ア　⑴ア～オの資料は、本件以外で使用することはできません。

イ　さいたま市契約規則及びさいたま市業務委託契約基準約款は、さいたま市ホームページにてご確認ください。

(ｱ)　さいたま市契約規則

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【契約関係規程集】→【共通】→【共通（規程集）】→【さいたま市例規集】

(ｲ)　さいたま市業務委託契約基準約款

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【契約関係規程集】→【契約約款】→【契約約款（規程集）】

５ 説明会

⑴　本件にかかる説明会は、開催しません。

⑵　本件の内容に関する質問がある場合については、**７　質問及び回答**を参照してください。

６ 参加意思の表明手続き

本件への参加（企画提案書の提出）を希望する者は、次により公募型プロポーザル参加意思表明書（様式１）を提出してください。

⑴　提出書類

「別表１　各種様式」中の「公募型プロポーザル参加意思表明書（様式１）」

⑵　提出方法

持参のみとします。

(3)　提出期限

「別表２　企画提案実施スケジュール」を参照してください。

(4)　提出場所

１ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

(5)　参加資格の確認

参加意思表明書を提出した者に対しては、本件への参加資格の有無にかかる通知を、令和６年２月２０日（火）付で発送する予定です。

7　質問及び回答

本件の内容に関して質問がある場合は、次の方法で質問を行うことができます。

(1)　受付期間

「別表２　企画提案実施スケジュール」を参照してください。

(2)　質問方法

質問は電子メールでのみ受け付けます。次の事項を遵守してください。

ア　質問書の様式は、**４　資料及びその交付方法**にて市（業務主管課）が提示する「質問書（プロポーザル）（様式２）」とします。この様式に質問事項等を入力してください。

イ　電子メールの標題は「プロポ【質問・(提案者名)】さいたま市生活困窮者学習支援業務（小学生対象)」としてください。これに、アで作成した電子データを、ファイル形式を変換せずに（拡張子を変えずに）添付し、送信してください。

ウ　セキュリティの関係上、本様式以外のデータの添付を禁じます。

エ　電子メール送信後、１ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先)」に、到達確認の電話をお願いします。

オ　受付期間内に、質問が市（業務主管課）に到達するようにしてください。受付期間内に未到達（到達確認されなかったものを含む。）の質問に対しては、一切回答しません。

カ　質問の内容は公表します（詳細は(4)のとおり)。市（業務主管課）の判断により、一部非公表とすることもありますが、質問の公表によって、自己の提案内容等が他者に類推されたとしても、市（業務主管課）は一切の責任を負いません。

(3)　質問の提出先

１ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先)」を参照してください。

(4)　質問に対する回答

質問の内容及び回答は、令和６年２月２１日（水）から令和６年３月４日（月）まで、さいたま市ホームページにて公表します。ただし、質問者の名称は公表しません。

なお、質問及び回答を公表することにより、質問者が特定される可能性や、提案内

容が明らかになる可能性があるなど、質問者に不利益を与える恐れがあると認められる部分については、市（業務主管課）の判断によって、その部分を除いて公表することがあります。

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【さいたま市生活困窮者学習支援業務（小学生対象）企画提案の募集について】

８ 企画提案書等

(1)　企画提案書の内容

さいたま市生活困窮者学習支援業務（小学生対象）要求水準書を参照の上、「別表４　企画提案内容及び審査の視点」に記載されている提案内容を含む企画提案書を提出してください。

(2)　企画提案書等の提出

ア 提出書類

「別表３　提出書類一覧」を参照してください。

イ 提出方法

持参のみとします。

ウ 提出期限

「別表２ 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

エ 提出場所

１ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

(3)　企画提案書等の受理

ア **11 提案者の失格** に該当する場合は、企画提案書等を受理しません。

イ 書類の不備・不足等が確認された場合は、企画提案書等を受理しません。

ウ 「別表３ 提出書類一覧」で指定する書類以外は、一切受理しません。

(4)　企画提案書等の取り扱い

ア　市（業務主管課）は、提出された企画提案書等を提案者以外の者に知られることのないように取り扱います。ただし、最優秀提案者の提案については、一部（他者と比べ優位な点等）を公表することがあります。

イ　市（業務主管課）は、提出された企画提案書等を審査目的以外に提出者に無断で使用しません。

ウ　提出された企画提案書等は、事由の如何を問わず返却しません。ただし、提出期限内に提出者からの申出があった場合に限り、企画提案書等の追加・差替えができることとします。

エ　提出期限後の、企画提案書等の追加・差替えは一切認めません。

(5)　企画提案書等の到着確認に関する問合せ先

１ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

９ プレゼンテーション

企画提案書を補完するため、プレゼンテーションを実施します。企画提案書を提出した者は、必ず参加してください。

(1) 実施日時・場所

「別表２ 企画提案実施スケジュール」を参照してください。実施時刻の詳細及び会場については、追って通知します。

(2) 実施方法

ア 参加人数

４名以内とします。

イ 説明時間

２０分以内とします。終了後、別途、質疑応答の時間を２０分設けます。

ウ 注意事項

(ｱ) 提出した企画提案書を基にプレゼンテーションを行ってください。なお、企画提案書に記載のない新たな提案は認めません。

(ｲ) プレゼンテーションは、提出した企画提案書を基に口頭説明で行ってください。パソコン等の使用は認めません。

エ 注意事項

プレゼンテーションでは、**企業名を伏せて**説明を行うこととします。企画提案書やその他プレゼンテーションに使用する資料等には、企業名、企業ロゴ等を記載しないでください。

オ その他

プレゼンテーションは非公開とします（録音録画等も禁じます。）。

10 審査・選定

(1) 審査方法及び審査基準

企画提案書等の内容について、「さいたま市生活困窮者学習支援業務委託（小学生対象）選定委員会」により審査を行います。

審査基準については、「別表４ 企画提案内容及び審査の視点」を参照してください。

(2) 優先交渉権者の決定

提案内容が本市の要求を満たしている企画提案書について、評価を行い、最優秀提案者を優先交渉権者とします。

提出されたすべての企画提案書が本市の要求を満たさないものであると判断した場合は、優先交渉権者を選定しないことがあります。

(3)　審査結果の通知

ア　通知日

「別表２　企画提案実施スケジュール」を参照してください。

イ　通知方法

郵送により各企画提案者に送付します。

11 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。（企画提案書は無効となります。）

(1)　「３　参加資格」に掲げる要件を満たさなくなった場合

(2)　提出書類に虚偽の記載があった場合

(3)　審査の公平性を害する行為があった場合

(4)　見積金額がさいたま市生活困窮者学習支援業務（小学生対象）要求水準書に記載されている予算の上限額を超えている場合

(5)　「９　プレゼンテーション」に参加しなかった場合

12　その他

(1)　令和６年度のさいたま市歳出予算において、**4(1)イ　さいたま市生活困窮者学習支援業務（小学生対象）要求水準書**で示す「４　予算の上限額」に基づく予算が減額又は削除された場合は、当該企画提案に係る事務手続きを無効とします。

(2)　**要求水準書のうち「（その２）生活困窮世帯の小学生への居場所支援」については、支援が長時間にわたることから、子どもたちの健やかな成育のため、支援途中でおやつや食事を摂ることが望ましいところです。**

食事提供については、子ども未来局子ども育成部子ども政策課所管の「（仮称）生活困窮世帯向け常設型食事提供事業」の補助金を別途活用の上での実施を想定しておりますので、補助要件を確認の上、申請を御検討ください。

なお、本プロポーザルに関する審査項目及び予算には、食事提供にかかる内容は含みませんので御留意ください。

別表１　各種様式

様式番号	様式名
様式１	公募型プロポーザル参加意思表明書
様式２	質問書（プロポーザル）
様式３	企画提案書（プロポーザル）

別表２　企画提案実施スケジュール

	企画提案募集開始
	令和６年２月１日（木）
	・告示、さいたま市ホームページにて募集情報公開開始
	資料交付期間
	令和６年２月１日（木）から令和６年３月４日（月）まで
	・１ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」窓口にて交付 ・さいたま市ホームページからダウンロード（詳細は４（２）に記載）
	参加意思表明書受付期間
	令和６年２月１日（木）から令和６年２月１５日（木）まで
	・「公募型プロポーザル参加意思表明書（様式１）」を用いること
	参加資格の確認通知
	令和６年２月２０日（火）付で通知予定
	・郵送により通知
	質問受付期間
	令和６年２月１日（木）から令和６年２月１５日（木）まで
	・電子メールでのみ受け付ける。「質問書（プロポーザル）（様式２）」を用いること ・回答は令和６年２月２１日（水）から令和６年３月４日（月）までさいたま市HPに掲載予定
	企画提案書等受付期間
	令和６年２月２２日（木）から令和６年３月４日（月）まで
	・提出書類については、別表１及び別表３を参照
	プレゼンテーション
	令和６年３月１３日（水）実施予定
	・実施時刻の詳細及び会場については、追って通知
	審査結果通知
	令和６年３月下旬頃に通知予定
	・郵送により通知
	契約
	・令和６年４月上旬頃を予定

注１：本件の詳細については、必ずさいたま市生活困窮者学習支援業務（小学生対象）企画提案実施要領本文にて確認すること。

注２：本件にかかる書類等の受付時間については、時間の指定がある場合を除き、「さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く毎日、午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時まで」

とします。

別表３ 提出書類一覧

№.	書類名	提出部数	提出期限
1	公募型プロポーザル参加意思表明書（様式１）	１部	令和６年２月１５日（木）午後４時
2	企画提案書（プロポーザル）（表紙は様式３、本文は任意書式） ・企画提案書中に企業名、企業ロゴ等を記載しないこと。 ・書類を綴じ込み、「別表４　企画提案内容及び審査の視点」の評価基準ごとにインデックスを付すこと。 ・Ａ４で作成し、ページ番号を付すこと。	１3部（正本１部、副本１２部（複写可））	令和６年３月４日（月）午後４時
3	見積書（任意書式） ・見積もった金額を記載のうえ、消費税等の取扱い（税込・免税）も明記すること。 ・免税事業者の場合、免税事業者届出書を添付すること。 ・内訳を記載すること。（または別紙で作成） ※要求水準書の「（その１）生活困窮世帯の小学生への学習支援」及び「（その２）生活困窮世帯の小学生への居場所支援」それぞれの内訳がわかるよう記載すること。	１部	

注１：片面印刷とすること。

別表４ 企画提案内容及び審査の視点

（１）審査方法

・プレゼンテーションを通じて、下記項目に応じ、取り組み意欲、提案全般、支援方法、実施体制、地域資源の活用を総合評価し、選定委員会における各委員の評価点を合計した結果、最高得点を得た事業者を優先交渉権者として決定する。

・最高得点を得た事業者が失格になった場合は、次点の事業者を優先交渉権者とする。

・配点は、１評価項目あたりの最高点を５点とする。その内、下表「採点基準表」内の網掛け欄については、重要評価項目として配点が２倍（１０点）または３倍（１５点）とする。

・２者以上同点の場合は、見積額の低い事業者を第１位として決定する。

・各委員の持ち点（その１、その２の持ち点を合算した４００点）を合算した値（満点）の６割

を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない事業者は選外とする。

（２）評価基準

さいたま市生活困窮者学習支援業務委託（小学生対象）プロポーザル方式
評価項目及び配点（採点基準表）
（その１）生活困窮世帯の小学生への学習支援

評価項目		評価基準		配 点	
1	取り組み意欲	（１）	対象者が生活困窮世帯の子どもということを十分に理解した上で、業務に対する取り組み意欲及び高い知識を有しているか。	10	1･2･3･4･5
		（２）	責任者が「貧困の連鎖」を防止する熱意とリーダーシップを有しているか。		1･2･3･4･5
2	提案全般	（１）	趣旨を理解し、要求水準書記載の業務内容すべてについて、適切かつ有効な提案がなされているか。	10	1･2･3･4･5
		（２）	各事業の目的に合った独自の業務内容の提案がなされており、実現可能な内容となっているか。		1･2･3･4･5
3	支援方法	（１）	支援対象者が小学校高学年であることを踏まえた、効果的で実現性のある支援内容が提案されているか。	110	1･2･3･4･5
		（２）	居場所としての環境を確保しつつ学習する環境を確保する提案がされているか。		1･2･3･4･5
		（３）	学ぶ楽しさに重点を置き、達成感や満足感を得られるような学習方法は提案されているか。		1･2･3･4･5
		（４）	週１日の教室開催を踏まえ、支援対象者が自宅でも自発的に学習に取り組み、学習習慣の定着につなげるための効果的かつ具体的な支援方法が提案されているか。		1･2･3･4･5 （×2）
		（５）	学力の効果測定の方法について、効果的かつ具体的な提案がなされているか。		1･2･3･4･5
		（６）	ネガティブな要素も持つ支援対象者に対して、自己受容感や自己肯定感を養うような居場所を提供する提案がされているか。		1･2･3･4･5
		（７）	一方的な支援ではなく、子どもに寄り添った居場所づくりを実施する支援体制が構築されているか。		1･2･3･4･5
		（８）	日常生活で抱える不安や悩み等、学校や家庭で相談できない状況も含め、相談できる環境が提案されているか。		1･2･3･4･5 （×2）
		（９）	保護者に対して、子どもの養育に必要な知識や各種支援施策の情報提供を行うなど、世帯全体の支援について、効果的かつ具		1･2･3･4･5

			体的な方法が提案されているか。		
		（１０）	保護者からの相談対応について、実現可能かつ具体的な仕組みが構築されているか。		1･2･3･4･5
		（１１）	支援対象者や保護者に対して、学習支援教室の登録者を効果的・効率的に増やすための周知活動を行うにあたり、具体的かつ画期的な周知方法が提案されているか。		1･2･3･4･5 （×3）
		（１２）	不登校や引きこもり等の支援対象者に対し、アウトリーチ（積極的に対象者の居所に出向いて働きかける）の取組が提案されているか。		1･2･3･4･5 （×3）
		（１３）	参加者への安全管理に十分な配慮がなされているか。		1･2･3･4･5
		（１４）	小学生特有の通学にあたっての困難（移動範囲の狭さや犯罪防止等）を解消できるような方法は提案されているか。		1･2･3･4･5 （×3）
4	実施体制	（1）	同種又は類似業務の実績、又は、子どもの貧困対策や子どもに関する相談支援の実績等、十分な実績を有しているか。	65	1･2･3･4･5
		（2）	支援員について、学力指導の技術はもとより、子どもの話を聞く姿勢が身についている等、福祉の向上に理解と熱意を有する者を選定しているか。		1･2･3･4･5
		（3）	支援員等へ事業における趣旨や目的の理解が行き渡り、支援能力及び技能の向上のための研修方法が提案されているか。		1･2･3･4･5 （×2）
		（4）	本業務を実施するために支援員等の配置等、十分な組織体制・管理体制が確立されているか。		1･2･3･4･5 （×3）
		（5）	支援を必要とする世帯をそれぞれの対応機関に引き継ぐことができ、世帯全体への支援へとつなげることができるか。		1･2･3･4･5
		（6）	不登校や引きこもり等、支援を必要とする様々な支援対象者に対応できる体制を有しているか。		1･2･3･4･5 （×3）
		（7）	個人情報保護などの情報管理の手法や苦情に対する適切な対応等、適切な事務処理体制がとられているか。		1･2･3･4･5
		（8）	事件、事故及び災害等が発生時した場合に、速やかに連絡が取れる体制が整っているか。		1･2･3･4･5
5	地域資源の活用	（1）	社会的孤立解消のため、地域の社会資源等の活用について、協力体制等が具体的に提案されているか。	5	1･2･3･4･5
合　　計				200	

（その2）生活困窮世帯の小学生への居場所支援

評価項目		評価基準		配 点	
1	取り組み意欲	（1）	対象者が生活困窮世帯の子どもということを十分に理解した上で、業務に対する取り組み意欲及び高い知識を有しているか。	10	1･2･3･4･5
		（2）	責任者が「貧困の連鎖」を防止する熱意とリーダーシップを有しているか。		1･2･3･4･5
2	提案全般	（1）	趣旨を理解し、要求水準書記載の業務内容すべてについて、適切かつ有効な提案がなされているか。	10	1･2･3･4･5
		（2）	各事業の目的に合った独自の業務内容の提案がなされており、実現可能な内容となっているか。		1･2･3･4･5
3	支援方法	（1）	支援対象者が小学校低学年であることを踏まえた、効果的で実現性のある支援内容が提案されているか。	110	1･2･3･4･5
		（2）	常設型の居場所について、地域特性などを踏まえた、効果的で実現性のある実施場所が選定されているか。		1･2･3･4･5（×3）
		（3）	居場所としての環境を確保しつつ学習する環境を確保する提案がされているか。		1･2･3･4･5
		（4）	ネガティブな要素も持つ支援対象者に対して、自己受容感や自己肯定感を養うような居場所を提供する提案がされているか。		1･2･3･4･5
		（5）	学ぶ楽しさに重点を置き、達成感や満足感を得られるような学習方法は提案されているか。		1･2･3･4･5
		（6）	学力の効果測定の方法について、効果的かつ具体的な提案がなされているか。		1･2･3･4･5
		（7）	保護者に対して、子どもの養育に必要な知識や各種支援施策の情報提供を行うなど、世帯全体の支援について、効果的かつ具体的な方法が提案されているか。		1･2･3･4･5
		（8）	保護者からの相談対応について、実現可能かつ具体的な仕組みが構築されているか。		1･2･3･4･5
		（9）	基本的な生活習慣や規律的な生活を身に着けるための支援について、具体的かつ効果的な提案はされているか。		1･2･3･4･5（×3）
		（１０）	日常生活習慣の形成・改善支援の効果測定の方法について、効果的かつ具体的な提案がなされているか。		1･2･3･4･5（×2）
		（１１）	不登校や引きこもり等の支援対象者に対し、アウトリーチ（積極的に対象者の居所に出向いて働きかける）の取組が提案されているか。		1･2･3･4･5（×3）

		（１２）	参加者への安全管理に十分な配慮がなされているか。		1･2･3･4･5
		（１３）	小学生特有の通学にあたっての困難（移動範囲の狭さや犯罪防止等）を解消できるような方法は提案されているか。		1･2･3･4･5 （×3）
4	実施体制	（1）	同種又は類似業務の実績、又は、子どもの貧困対策や子どもに関する相談支援の実績等、十分な実績を有しているか。	65	1･2･3･4･5
		（2）	支援員について、学力指導の技術はもとより、子どもの話を聞く姿勢が身についている等、福祉の向上に理解と熱意を有する者を選定しているか。		1･2･3･4･5
		（3）	支援員等へ事業における趣旨や目的の理解が行き渡り、支援能力及び技能の向上のための研修方法が提案されているか。		1･2･3･4･5 （×2）
		（4）	本業務を実施するために支援員等の配置等、十分な組織体制・管理体制が確立されているか。		1･2･3･4･5 （×3）
		（5）	支援を必要とする世帯をそれぞれの対応機関に引き継ぐことができ、世帯全体への支援へとつなげることができるか。		1･2･3･4･5
		（6）	不登校や引きこもり等、支援を必要とする様々な支援対象者に対応できる体制を有しているか。		1･2･3･4･5 （×3）
		（7）	個人情報保護などの情報管理の手法や苦情に対する適切な対応等、適切な事務処理体制がとられているか。		1･2･3･4･5
		（8）	事件、事故及び災害等が発生時した場合に、速やかに連絡が取れる体制が整っているか。		1･2･3･4･5
5	地域資源の活用	（1）	社会的孤立解消のため、地域の社会資源等の活用について、協力体制等が具体的に提案されているか。	5	1･2･3･4･5
合　　計				200	